

「建て得みらいクラブ」会員規約

(名称)

第 1 条

本会の名称は、建て得みらいクラブ（以下「本会」という）とする。

(目的)

第 2 条

本会は、株式会社 LIXIL 及び株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズが実施する「建て得みらいクラブ」の一環として、会員が太陽光発電設備を使用することで削減された温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という）実施要綱（平成 25 年 4 月 17 日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づき J-クレジットとして J-クレジット制度認証委員会（J-クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、J-クレジットの認証を行う委員会）より認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、創出された J-クレジットを株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズが環境先進企業などへ分配もしくは販売を行うことを目的とする。販売した場合、その収益は株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズの行う再生可能エネルギー普及のための活動費に充てるものとする。

(運営・管理)

第 3 条

本会の運営・管理は株式会社 LIXIL 及び株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ（以下「運営・管理者」という）が行う。

第 3 条の 2

運営・管理者は J-クレジット制度に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員情報の管理・記録
- (2) 会員入会時の内容確認（対象設備の導入時期、他のプログラム型プロジェクトとの会員の重複登録等）
- (3) 排出削減活動リストの作成
- (4) モニタリングの実施（モニタリングデータの収集）
- (5) モニタリング報告値（排出削減量等）の算定
- (6) モニタリング報告書の作成と対応（審査対応等）
- (7) J-クレジット制度事務局への各種申請
- (8) クレジット売買
- (9) クレジット収益の活用
- (10) 会員の退会手続

第 3 条の 3

運営・管理者として必要な事務は株式会社 LIXIL 及び株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズにおいて行う。

(会員)

第 4 条

本規約において、会員とは、本規約に同意の上、運営・管理者に入会を申し込んだ者をいう。

第 4 条の 2

会員は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 家庭であること。(事業所等ではないこと)
- (2) 太陽光発電設備を設置し、発電された電力の全部又は一部を自家消費していること。
- (3) 太陽光発電設備の稼働開始日（不明な場合は設置日）が、本規約合意日（入会届提出日）の 2 年前の日以降であること。
- (4) Jークレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。
- (5) Jークレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (6) 太陽光発電設備を使用することによる自家消費分についての環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果 = Jークレジット）を運営・管理者へ譲渡すること、その結果として「太陽光発電設備を使用することで温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が主張できなくなることに同意すること。
- (7) 本会に登録する太陽光発電設備が、他の類似制度及び Jークレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。
- (8) 会員が太陽光発電設備を利用する住宅において、常用の自家発電設備を利用していないこと。

(Jークレジットの取扱い)

第 5 条

会員から運営・管理者へ譲渡された Jークレジットは、運営・管理者において環境先進企業などへ分配もしくは販売を行う。販売した場合、その収益は株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズの行う再生可能エネルギー普及に活用することとする。

(運営・管理者への協力)

第 6 条

会員は、運営・管理者が求めるときは、次に掲げる全ての事項について同意し、協力しなければならない。

- (1) Jークレジット制度における各種申請に際し、運営・管理者が必要とする情報を提供すること。
- (2) Jークレジットの認証に際し、審査機関が必要に応じて実施する現地調査（太陽光発電設備に関する現地確認等をいう）を受けること。
- (3) その他、本会の運営及び管理に関して必要なこと。

(報告)

第 7 条

運営・管理者は、次に掲げる事項について、会員に対して年 1 回報告することとする。

- (1) J-クレジット制度認証委員会への実績報告及び認証申請の結果について

第 7 条の 2

前項の報告は、運営・管理者がウェブサイト上に結果概要を掲載することを以て行うこととする。

(設備の処分等)

第 8 条

会員は、第 11 条に規定する会員資格の有効期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

- (1) 太陽光発電設備が毀損され、又は滅失したとき。
- (2) 太陽光発電設備を処分（売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供すること）しようとするとき。

(退会)

第 9 条

会員は、第 11 条に規定する会員資格の有効期間内において、本会を退会しようとするときは、運営・管理者にその旨を届け出、その承認を得なければならない。

第 9 条の 2

運営・管理者は、会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員を退会させることができる。

- (1) 第 4 条 2 に掲げる要件を満たしていないとき。
- (2) 前条の届出があったとき。
- (3) 会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認めるとき。
- (4) 株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズとの FIT 売電債権譲渡等契約書または、売電債権譲渡等契約書が解除されたとき。

(会費)

第 10 条

本会の会費は無料とする。

(会員資格の有効期間)

第 11 条

会員資格の有効期間は、入会日から 8 年間とする。

第 11 条の 2

前条にかかわらず、有効期間満了の 60 日前までに会員又は運営・管理者から別段の意思表示がないときは、一度限り 8 年間延長（以下「延長期間」という）するものとする。ただし、入会日から 8 年経過した時点で、各会員と株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ社間で締結済みの「FIT

売電債権譲渡等契約書」の「対象期間」の残期間が 8 年に満たない場合は、延長期間は当該残期間となるものとする。なお、J-クレジット制度の実施期間が変更された場合は、この限りではない。

(個人情報・重要情報等の取扱い)

第 12 条

運営・管理者は、あらかじめ会員の同意がある場合、本規約に規定する場合又は法令等に基づく要請がある場合を除き、会員から得られた個人情報、重要情報及びこれらに類する情報（以下「個人情報等」という）を第三者に提供又は開示しないこととする。ただし、会員は、運営・管理者が個人情報等の一部を以下に定めるところにより共同利用することに同意するものとする。

共同して利用される個人情報等の項目：氏名、住所、電話番号、太陽光設備設置住所、発電量、
売電量

共同して利用する者の範囲：J-クレジット事務局及び審査機関

利用する者の利用目的：J-クレジットの申請及び審査のため

個人情報等の管理について責任を有する者：株式会社 LIXIL 東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号
大崎ガーデンタワー24F 瀬戸欣也

第 12 条の 2

会員は、前条ただし書の規定により共同して利用される個人情報等について、スマートソーラー株式会社が会員から取得した上で、以下に定めるところにより、運営管理者と共同利用することをあらかじめ同意するものとする。

共同して利用される個人情報等の項目：氏名、住所、電話番号、太陽光設備設置住所、発電量、
売電量

共同して利用する者の範囲：株式会社 LIXIL 及び株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ

利用する者の利用目的：J-クレジットの申請及び審査のため

個人情報等の管理について責任を有する者：スマートソーラー株式会社 東京都中央区日本橋兜町 13
番 2 号 兜町偕成ビル本館 8 階 手塚博文

第 12 条の 3

会員は、運営・管理者である株式会社 LIXIL 及び株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズがそれぞれ会員から取得した個人情報等の一部を以下に定めるところにより相互に共同利用することに同意するものとする。

(1) 株式会社 LIXIL が取得した個人情報等について

共同して利用される個人情報等の項目：氏名、住所、電話番号、太陽光設備設置住所、発電量、
売電量

共同して利用する者の範囲：株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ

利用する者の利用目的：J-クレジットの申請及び審査のため

個人情報等の管理について責任を有する者：株式会社 LIXIL 東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号
大崎ガーデンタワー24F 瀬戸欣也

(2) 株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズが取得した個人情報等について
共同して利用される個人情報等の項目：氏名、住所、電話番号、太陽光設備設置住所、発電量、
売電量
共同して利用する者の範囲：株式会社 LIXIL
利用する者の利用目的：J-クレジットの申請及び審査のため
個人情報等の管理について責任を有する者：株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ 東京都
江東区亀戸一丁目 5 番 7 号 錦糸町プライムタワー 9 階
柏木秀

(委任)

第 13 条

本規約に定めるもののほか、本会の入会に関し必要な事項は運営・管理者が定める。

附 則

本規約は、2023 年 2 月 7 日 から施行する。
2024 年 3 月 1 日に第 12 条の 2・第 12 条の 3 を追加した。
2025 年 4 月 1 日に第 12 条及び第 12 条の 3 を修正した。